

第4章 分野別計画

<まちづくりの基本目標 3>

共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち

<目標達成の姿 「こんなまちになったらいいな…」>

- いつまでも元気に暮らせるよう、健康について、自分で考え、行動できる市民が増えています。
- 夜中や休日に病気やけがをした時、いつでもすぐに治療できる病院が近くにあり、小さい子どもを持つお母さんやお年寄りも安心して暮らしています。
- お母さんの急な用事や子どもが病気の時でも、地域で子どもを見守り、育てる環境が整っているため、お母さんは安心して仕事や子育てができています。
- お年寄りや障害のある人が、地域の人に支えられながら、自分らしく、元気に、生き生きと暮らしています。
- 年齢や性別、障害の有無に関係なく、お互いを認め合い、支え合いながら、それぞれが地域の主役となって活躍しています。

<現状と課題>

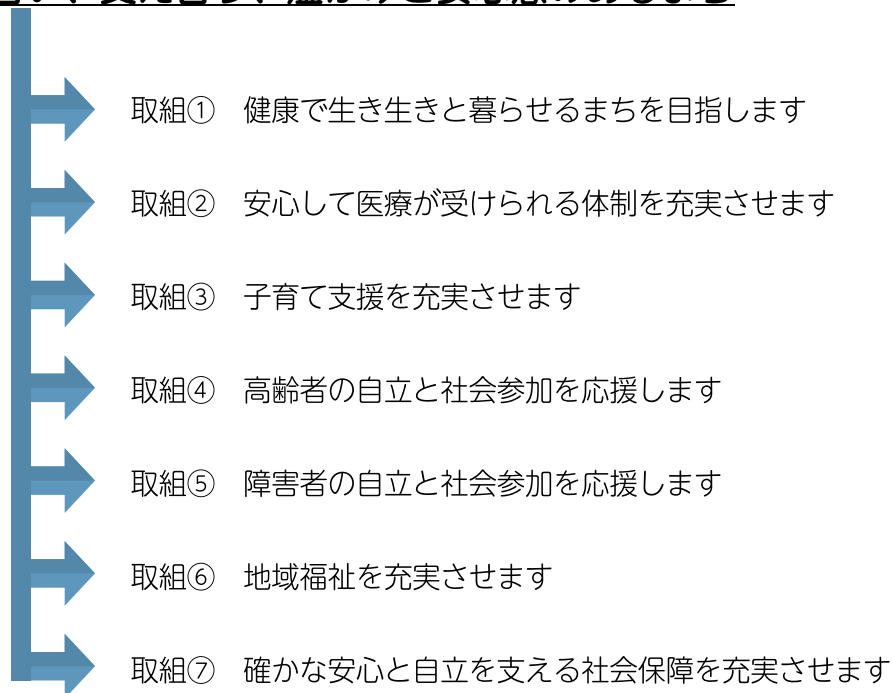
- 高齢化の進展に伴い、疾病全体に占めるがんや生活習慣病²⁶の割合が増加しています。生活習慣病の重症化を予防するためには、発症前の段階で、生活習慣を改善することが重要であることから、市民に対しその改善を支援する必要があります。このため、健康づくりに関する様々な情報を市民に分かりやすく伝え、周知を図ることが求められています。
- 高齢化や疾病構造の変化に対応するため、医療技術の高度化・専門化が進み、健康管理から初期医療、リハビリテーションに至るまで、患者のニーズが多様化しています。このため、いつでも・どこでも安心して医療を受けることができる救急医療体制の充実が求められています。
- 子どもを安心して産み育てることができるようにするため、母子の健康管理や相談指導、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業などの各種取組を展開しています。また、潜在的保育ニーズに対応するために、保育供給量の拡充を図るとともに、病後児保育、延長保育の充実など、多様化する保育ニーズに応じた取組、子育てに関する相談体制の強化や支援策が必要です。
- 鳥栖市の高齢化率は、平成27年4月1日現在で22.0%と、全国平均(26.4%)、佐賀県平均(27.4%)を下回っている状況ですが、今後、団塊世代が高齢となり介護が必要な方が増えてくる中、高齢者が住み慣れた地域で安心と生きがいを持って暮らしていけるような環境づくりが求められています。そのため、地域全体で高齢者をサポートする体制が必要であり、様々な問題に対応できる相談・支援体制を強化していくことが重要です。

26 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群

- 平成 27 年 3 月、第 4 期鳥栖市障害福祉計画を策定し、認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を発揮できるまちを目指すこととしていますが、ノーマライゼーション²⁷の社会共通の理念が浸透しつつある中、いまだに様々な場面での障壁が見られます。このため、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、障害のある人の地域生活を地域全体で支え、障害福祉サービスの充実を図ることが必要です。また、障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行されることで、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行うことが行政に義務付けられています。
- 国民健康保険を取り巻く環境は平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県化など近年極めて流動的であり、またその財政運営については、加入者の高齢化、生活習慣病の増加など医療費が膨らみ、年々厳しいものとなってきています。今後も、国民健康保険制度や介護保険制度の適切な運用を図るため、保険税等の収納率の向上や医療費の適正化等を図ることが必要です。

<まちづくりの基本目標 3>

共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち



障害の「害」の表記について：障害の「害」という漢字表記がマイナスのイメージにつながることから、「害」の表記は好ましくないとして、近年一部ひらがなを使う場合も見られるようになってきました。現在鳥栖市でも、一部で「障がい」と交ぜ書きしているものもありますが、国の障がい者制度改革推進会議では、法令などにおける表記の在り方について、「当面は現状維持」との見解が示されています。(平成 22 年 11 月 22 日)このため、この計画では「障害」と表記しています。

27 ノーマライゼーション：障害の有無にかかわらず、一緒に助け合いながら暮らしていくことが正常な社会の在り方であるという考え方

第4章 分野別計画

<基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち>

<取組 1 健康で生き生きと暮らせるまちを目指します>

【取組担当課】

総合政策課、社会福祉課、こども育成課、健康増進課、スポーツ振興課、国保年金課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が、自分の健康を自分で管理できるように、健康づくりへの意識を高め、主体的に健康づくりに取り組んでいます。

【取組の方針】

高齢化の進展に伴い、疾病全体に占めるがんや生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病が重症化する前に予防するには、発症の前の段階であるメタボリックシンドローム²⁸の改善が重要であることから、市民の生活習慣の改善を支援します。

いつまでも健康で、充実した生活を送るためには、生涯を通じて、心身ともに健康であることが何よりも大切です。そのためには、市民自らが日頃から積極的に健康づくりに取り組むことが必要です。

全ての市民が自分の健康状態を知り、若いうちから生涯にわたり、心身ともに健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、市民の健康づくりを積極的に推進します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・定期的に健康診査を受けるなど、健康について高い意識を持ち、健康づくりに自ら取り組みます。
- ・規則正しい食事、食文化の継承、食や健康に関する知識の習得など、食育²⁹を実践します。

医療機関の役割

- ・健康づくりに協力します。

行政の役割

- ・健康づくりについての意識啓発を行います。
- ・健康づくりを促進する市民ボランティアの育成・支援を行います。

【関連する個別計画】

うららトス 21 プラン³⁰

28 メタボリックシンドローム：内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態のこと

29 食育：様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

30 うららトス 21 プラン：鳥栖市の21世紀における健康づくりを推進し、健康なまちづくりを目指す健康増進計画及び食育推進計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
地域における健康づくりを進めます	うららトス 21 プランに基づいて、関係機関・団体と市民、行政が一緒になり、市民 1 人ひとりの健康づくりを進めます。
食育による健康づくりを進めます	食についての様々な体験活動、健康や栄養に関する情報提供等の取組を通じて、食に関する知識を習得し、生涯にわたる心身の健康増進と豊かな人間性を育んでいく基礎としての食育を推進します。
若い世代からの生活習慣病予防対策を進めます	生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、健診の受診率向上や個人個人に応じた保健指導を行います。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H25 年度）※	目標（H32 年度）
全死亡に対する早世（65 歳未満の死亡）の割合	13.3%	12.6%

※指標の現状値については、現在把握できる最新の数値を記載

第4章 分野別計画

<基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち>

<取組 2 安心して医療が受けられる体制を充実させます>

【取組担当課】

健康増進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

夜間・休日でも良質で適正な医療サービスが受けられる体制が整っていて、市民は安心して暮らしています。

【取組の方針】

核家族化が進む中、病気や応急手当等で戸惑う家庭の増加、医療機関への依存の高まりなど、医療に対するニーズが増大、多様化しており、いつでも必要な医療サービスが受けられる充実した体制が求められています。

このため、医療機関と連携し、身近な地域で日頃から安心して医療サービスが受けられるとともに、緊急時には適切かつ迅速に高度な医療が提供される体制づくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・病気や医療機関に関する知識を高めて、必要に応じて医療機関を受診します。
- ・「かかりつけ医」³¹を持って、健康管理を行います。

医療機関の役割

- ・必要な治療や相談に応じ、地域のその他の医療機関と連携を図ります。

行政の役割

- ・救急医療体制の情報発信を行います。
- ・救急医療に関し、医療機関との連携調整を図ります。

³¹ かかりつけ医：患者の身体、健康、その他の状態について最もよく理解している医師

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
救急医療体制の充実を図ります	休日救急医療センター ³² 運営事業により、休日医療の確保を行い、夜間の小児救急医療については、久留米広域小児夜間救急医療支援事業 ³³ に参加します。
地域の医療体制の構築を図ります	市民の身近なところで日常的な保健医療サービスを提供する「かかりつけ医」を中心に、医療連携を図ります。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
休日や夜間に受診できる医療機関を知っている親の割合（1歳6か月健診時）	92.9%	100%

32 休日救急医療センター：休日のけがや病気に対応するため、鳥栖市保健センター西側に設置された医療機関

33 久留米広域小児夜間救急医療支援事業：聖マリア病院（久留米市）内の久留米広域小児救急センターで小児夜間救急の際に、小児科医による診察を受けることができるサービス

第4章 分野別計画

<基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち>

<取組 3 子育て支援を充実させます>

【取組担当課】

こども育成課、健康増進課、学校教育課、生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

子育てを支え合い、子どもたちが健やかに成長し、喜び・温かみ・安心感のあるまちを実現しています。

【取組の方針】

少子化の進行に加え、核家族化や都市化の進展、女性の社会参加などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、家族や地域における子育て機能が低下しています。また、子育てに不安を抱え、孤立する親も増えており、子育て家庭に対するよりきめ細やかな対応が求められています。

こうした中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ地域社会を築くため、保育サービスの拡充を行うとともに、子どもたちと子育て家庭への支援を、家庭、地域、事業者、行政等が一体となって取り組んでいきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・子どもがいる、いないにかかわらず、子育てに関心と理解を持ち、家庭や地域での支援活動に積極的に参加します。

事業者の役割

- ・子育てに関心と理解を持ち、子育てと仕事の両立が可能な就業環境を整えます。
- ・ニーズに応じたきめ細やかな支援サービスを提供します。

行政の役割

- ・障害のある、ないにかかわらず、子育てに関する情報の提供と相談体制の充実を図ります。
- ・留守家庭児童を保育・健全育成する場の充実を図ります。
- ・子育てと仕事の両立ができる職場環境が整うよう、事業者への意識付けと理解の促進を図ります。

【関連する個別計画】

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画、うららトス21プラン

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
保育供給量の拡充を図ります	既存保育所の定員増、幼稚園に対する認定こども園への移行勧奨など、潜在的保育ニーズ ³⁴ にも対応するために、保育供給量の拡充を図ります。
地域子育て支援拠点事業を進めます	地域子育て支援センターの市内全小学校区での設置を目指し、子育て世帯の不安解消に努めます。
母子の健康管理への支援を行います	妊婦に対し、安心安全な出産の支援に努め、産後は、親が子育てに関する不安や悩みがなく育児ができるように各種教室や相談を実施します。また、子どもが健やかに成長するために、相談、訪問、健診、教室を実施し、個別や集団で保健指導を行います。
留守家庭児童の居場所づくりの充実を図ります	共働きなどによる留守家庭児童を保育・育成する場の充実を図るため、放課後児童クラブの整備や放課後児童健全育成事業者に対する支援を行います。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
地域子育て支援センター利用者数	28,522人	36,000人
ファミリー・サポート・センター登録者数	953人	1,300人
保育所待機児童数	32人	0人
放課後児童クラブ待機児童数 [*]	0人	0人
3歳児健診の受診率	95.2%	97%

^{*}放課後児童クラブ待機児童数については、平成27年度から待機児童が発生

34 潜在的保育ニーズ：現在働いていないが将来就労し、保育所等を利用する意向を示されている方の推計。平成25年12月時点の調査において、鳥栖市には待機児童、入待ち児童を含めて500人程度の保育供給量が不足していると推計されています。

第4章 分野別計画

<基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち>

<取組 4 高齢者の自立と社会参加を応援します>

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

高齢者自らが、要支援・要介護状態にならないよう予防に努めながら社会参加することで、生きがいを持って、その人らしく暮らしています。

【取組の方針】

高齢化社会や核家族化の進行、単身世帯の増加に加え、地域において介護を必要とする高齢者が増えている中、これらの方々を支え合う体制の整備が望まれています。

今後、団塊世代が高齢となり、介護が必要な方が増えてくることが予想されます。高齢者福祉サービスの担い手である若い世代は、相対的にも数が減少することから、元気な高齢者がサービスの担い手になっていく必要があります。

こうした中、高齢者がいつまでも介護を必要とせずに、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って安心して自立して暮らせるよう、介護予防を推進し、生きがいづくりや社会参加を支援します。

また、要支援・要介護状態となっても、住み慣れた地域において在宅で生活できるよう、介護支援の充実を図るとともに、地域で高齢者を見守り、支える体制の整備に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・日常生活の中で、高齢者が自立の気持ちを持って、自ら介護予防や生きがいづくりに励みます。
- ・家庭や地域において、高齢者を温かく見守って、高齢者の自立した生活を支えます。

事業者の役割

- ・高齢者を支える活動を行います。

行政の役割

- ・介護予防に関するサービスと情報発信に努めます。
- ・高齢者の生きがいづくりの機会を提供します。
- ・高齢者を支援する地域やボランティア、NPO等の活動を促進します。

【関連する個別計画】

鳥栖市高齢者福祉計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
介護予防を進めます	住み慣れた地域において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の健康保持・増進を支援します。
介護支援の充実を図ります	在宅介護が継続的にできるよう、介護者の精神的・肉体的・経済的負担を軽減するため、介護用品の支給、介護教室や家族介護に携わる人への相談・指導を実施します。
高齢者の地域における生活支援体制の充実を図ります	地域包括支援センター ³⁵ を高齢者支援の中核とし、高齢者が地域の中で安心して暮らせるように地域生活支援体制を充実させます。また、支援の必要な独居高齢者や認知症高齢者などを地域で見守る体制の充実を図ります。
高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援を行います	地域での敬老行事やシルバー人材センター ³⁶ 、老人クラブの活動を支援するとともに、高齢者のボランティア活動など、高齢者の社会参加を支援します。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
要支援・要介護認定者の割合	17.67%	17.60%
ネットワーク協力者 ³⁷ 数	1,001人	1,100人

35 地域包括支援センター：地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように中核機関として包括的ケアを行う機関

36 シルバー人材センター：高齢者が身につけた技能、技術、経験を生かし、働くことを通して人との触れ合いや生きがいを高めるために、会員組織として運営している機関

37 ネットワーク協力者：要介護者に対して見守りや声かけなどに協力する市民のこと

第4章 分野別計画

<基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち>

<取組 5 障害者の自立と社会参加を応援します>

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

障害のある人が住み慣れた地域で社会参加しながら、自立した生活を送っています。また、福祉施設（入所）や病院（入院）から地域に生活の場を移し、地域で生活を営んでいます。

【取組の方針】

高齢化の進展や各種の疾病・事故の増加などに伴い、障害のある人が増加するとともに、障害の重度・重複化の傾向が強まっています。

一方で、ノーマライゼーションの理念は浸透しつつあり、障害のある人もない人も、だれもがその能力や適性に応じて、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

こうした中、「障害者総合支援法³⁸」の施行による就労支援や地域生活への移行の促進の強化を受け、これまで以上に障害のある人の社会参加や就労の環境の充実を図ることが重要になっています。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスを充実し、地域における受入環境の整備など、障害福祉サービス事業所や関係機関との連携を図りながら、障害のある人の地域生活を地域全体で支え、充実した保健・医療サービスの提供に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・ノーマライゼーションの理念を理解し、障害のある人の自立した生活を支えます。

事業者の役割

- ・障害者雇用の理解を深め、障害のある人の適性に応じた雇用に努めます。

行政の役割

- ・障害への理解を深めるための啓発活動を行います。
- ・障害のある人とない人との交流の機会を設けます。
- ・福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援ができる相談支援窓口の拡充を図ります。

【関連する個別計画】

鳥栖市障害者福祉計画、鳥栖市障害福祉計画

³⁸ 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成25年4月1日施行）

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
社会参加・就労の支援を行います	障害のある人の自立と社会参加を促進するため、スポーツや文化芸術活動等への参加を通じて、障害のある人の社会参加を促進します。また、就労を希望する障害のある人に対する支援を促進します。
障害のある人の自立支援を充実させます	障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、介護や機能訓練など、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めるとともに、日常生活に必要な用具の給付や居住施設の整備促進など生活支援の充実を図ります。また、障害のある子どもの早期発見に努め、早期療育の充実を図ります。
障害のある人が地域生活に定着できるように支援体制の充実を図ります	障害のある人が地域で安心して生活していくために、生活上の様々な相談が身近で気軽にできる相談支援体制の強化を図ります。また、障害があってもなくてもお互いに尊重され、支え合うために、様々な機会を通じて障害に対する理解促進に努めます。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
相談支援事業年間利用者数	253人	310人

第4章 分野別計画

<基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち>

<取組 6 地域福祉を充実させます>

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民の多くが地域の福祉活動に参加して、地域で助け合って安心して暮らしています。

【取組の方針】

高齢化の進展やノーマライゼーションの考え方の広がり、ライフスタイルの多様化などに伴い、一人ひとりの事情に応じたきめ細やかな対応が求められるなど、福祉に対するニーズも多様化しています。

そのため、全ての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるように行政だけでなく、家庭や地域などが協力して支援する仕組みづくりや意識啓発を図り、みんな支え合う地域福祉を推進します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・ 支援を必要とする人を地域で支え合います。
- ・ 地域の福祉活動などに積極的に参加します。

事業者の役割

- ・ 地域での世代間交流を積極的に支援します。

行政の役割

- ・ 地域福祉計画に基づき、市民と協働して支え合うための仕組みづくりに取り組みます。
- ・ ボランティア活動への参加の啓発、団体への支援と講習会などによる人材育成を行います。
- ・ 地域福祉活動にかかわる団体やボランティア・NPO など、各団体間の情報交換や連携を支援します。

【関連する個別計画】

鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画³⁹

³⁹ 地域福祉計画・地域福祉活動計画：福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう、地域福祉を総合的に推進するための方策を定めた計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
地域福祉活動を進めます	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、民生委員・児童委員 ⁴⁰ や福祉団体などと連携を図り、多様な福祉ニーズに対応したサービスを提供します。
ボランティア活動の推進及び体制の強化を図ります	総合的な福祉活動の普及のため、福祉ボランティアの人材を育成し、活動を推進することで、福祉サービス提供の担い手を育成します。
避難行動要支援者への対策を図ります	地震や風水害などの災害発生時に、自力で避難することが困難な方を支援するための対策を講じます。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
福祉ボランティア登録者数	1,920人	2,620人

40 民生委員・児童委員：各地区に配置された民生委員は、住民からの福祉の相談に応じ、必要な援助を行ったり、福祉、保健のサービスを利用したい方と行政との橋渡しを行ったりしている。また、子供の不登校や育児などの相談に応じる児童委員も兼ねている。

第4章 分野別計画

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 7 確かな安心と自立を支える社会保障を充実させます＞

【取組担当課】

社会福祉課、健康増進課、国保年金課、税務課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が健康で安心して自立した生活を送ることができるよう、必要な社会保障制度⁴¹が整っています。

【取組の方針】

少子高齢化の進展や厳しい経済状況により、社会保障の給付が増大し、給付を受ける者と負担する者との間で不公平感が増しており、特に若い世代では、社会保障制度の維持や将来の負担増に対する懸念が強まっています。

社会保障制度は、社会連帯と相互扶助の考え方にに基づき、失業や疾病などから暮らしを守り、だれもが安心して自立した生活を送ることができる制度として、その重要性は高まっています。

このため、市民の健康維持や経済的自立などの市民生活の安定に向けて適正な制度の運用に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・社会連帯の理念の下、国民健康保険制度や介護保険制度を理解し、みんなで支え合います。
- ・自立への意識を持ち、自ら進んで就労等の行動を起こします。

事業者の役割

- ・医療機関は、患者が受けた診療について、適正な医療費の請求を行います。
- ・介護サービス提供事業者は、社会保障制度に基づき、適切で質の高いサービスを提供します。

行政の役割

- ・国民健康保険制度の理解を促すとともに、制度の適正な運営を図ります。
- ・介護保険事業者選定に当たっては十分な審査を行い、公正・中立な立場で定期的に事業者監査を実施します。
- ・全ての市民が、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう支援を行います。

【関連する個別計画】

鳥栖市特定健康診査等実施計画

⁴¹ 社会保障制度：健康保険、年金、介護保険、生活保護など

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
国民健康保険の充実を図ります	国民健康保険制度の理解と意識啓発に努め、被保険者の健康づくり活動、健康の保持推進を図ります。
保険税の収納率向上を図ります	市民にとって重要な医療保健制度である国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、保険税の収納率の向上を図ります。
後期高齢者医療に係る広域連合との連携を図ります	75 歳（一定の障害がある人は 65 歳）以上の後期高齢者が適切な医療サービスを受けられるよう、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合と連携して、後期高齢者医療に取り組みます。
医療費の適正化を図ります	糖尿病等の生活習慣病に主眼を置いた特定健康診査 ⁴² 及び当該健診結果に基づく特定保健指導 ⁴³ 等を実施することで、医療費の適正化を図ります。
介護保険サービスの充実を図ります	鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、介護サービスの量及び質の確保を図るなど、基盤整備を推進します。
介護保険サービス体制の強化を図ります	保健・医療・福祉等の関係者・関係機関が一体となった総合的・包括的な在宅支援サービスを提供するための体制の充実を図ります。
生活保護の適正実施と自立支援を進めます	保護要因の的確な把握、訪問活動による実態調査等により、保護の適正な実施を行うとともに、被保護者に対して、自立・就労支援メニューを提供します。
国民年金への対応を図ります	市民の年金受給権の安定に向け適切な対応を図ります。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
国民健康保険税の収納率（現年分）	91.5%	94.5%
特定健康診査受診率	37.6%	60%
国民年金相談件数	9,833 件	10,100 件

42 特定健康診査：40歳～74歳までの医療保険加入者を対象にした健康診断

43 特定保健指導：特定健康診査受診者の中で、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群に対して行う生活習慣病予防のための保健指導